

「広島県商工会連合会一般事業主行動計画」
～ 商工会職員の子育て・女性活躍応援プログラム ～

広島県商工会連合会（以下「県連」）では次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法に基づき、以下の行動計画を策定しました。

働き方改革が進む中、職員がその能力を生き生きと発揮するためには、組織文化や職場風土等を見直していくことが必要であり、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のとれる職場環境づくりを進める必要があります。

商工会及び県連をあげての取組みですので、子育てをしていない職員も含めて、仕事と子育てを両立させる働きやすい環境をつくり、職員のモチベーションを高めることが、ひいては商工会会員に対するサービスの向上につながると確信しています。職員の皆様のご理解・ご協力をお願いします。

1. 計画期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間

2. 内 容

【目標 1】

- 女性の活躍促進と、男女問わず仕事と家庭が両立できる職場環境を形成する。

目標：経営指導員に占める女性の割合を 10%以上とする

（職業生活に関する機会の提供に関する目標）

- 取組内容

- 令和6年4月～ 新たな職域を目指す者、配置された者への知識・能力の習得支援
具体案：スキルチェック表を活かした研修の実施、女性職員に対して経営指導員へのキャリアアップに対する個別の意識調査の実施
- 令和6年4月～ 育児・介護休業の取得及び周囲理解の促進と子育て世代への配慮
具体案：制度の周知
- 令和7年4月～ 女性の先輩職員やメンター等に相談できる制度の導入
具体案：女性が相談できる対応窓口の設置。相談窓口のスキルアップ

【目標 2】

- 子の看護休暇の時間単位取得制度の取得を推進する。

目標：子の看護休暇取得日数・時間数 前回計画期間より10%向上

- 男性の子育て目的の休暇等の取得を推進する。

目標：男性の育児休業取得率 対象職員の 10%以上の取得を目指す

目標：男性子育て目的の休暇の取得日数・時間数 前回計画期間より10%向上

- 取組内容

- 令和6年4月～ 子の看護休暇の時間単位取得制度の促進、男性の子育て目的の休暇等の促進
子育て世代への配慮
具体案：制度の周知

【目標 3】

- 年次有給休暇取得日数 平均 10日以上となるよう促進する。

（職業生活と家庭生活の両立に関する目標）

- 取組内容

- 令和6年4月～ グループウェアによる年次有給休暇の管理を推奨し、プラスワン休暇も含めた計画的な取得を促す。

【前回計画について】 令和3年4月1日から令和6年3月31日

- 女性の活躍促進と、男女問わず仕事と家庭が両立できる職場環境を形成する：未達成
- 子の看護休暇並びに介護休暇の時間単位取得制度の取得促進：達成
- 男性の子育て目的の休暇の取得促進：達成
- 年次有給休暇取得日数 平均10日以上：達成／平均12.4日

作成日：令和6年3月1日

公表日：令和6年4月1日